

独占禁止法に関するガイドライン

第1章 デバイス WebAPI コンソーシアムにおける独占禁止法の考え方

デバイス WebAPI コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という）では、規約第27条において法令遵守について規定し、特に（2）において独占禁止法に関する禁止事項を規定しています。本コンソーシアムの規定は基本的に日本国の独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）に準拠しますが、他の国の該当法を排するものではなく、会員は所属する国や状況に応じて各国の該当法を遵守してください。

参考：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（公正取引委員会サイト）

<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>

第2章 独占禁止法に抵触する議論や行為に対する対処

- （1） 本コンソーシアムの会員は、規約および独占禁止法に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という）および参考情報を熟読し、理解した上で会合への参加やMLへの投稿を実施してください。
- （2） 本コンソーシアムの会合において独占禁止法に抵触する議論や行為が見受けられた場合、会合の議長はその議論や行為の停止を指示します。
- （3） 本コンソーシアムの会合において繰り返し独占禁止法に抵触する議論や行為を行う会員に対して、議長は退場を指示します。
- （4） MLにおいて独占禁止法に抵触する議論や行為が見受けられた場合、事務局からその議論や行為の停止を指示します。
- （5） 前各号の指示にも関わらず改善が見られない場合、本コンソーシアム規約第8条に則り、理事会はその会員を本コンソーシアムから除名します。

第3章 独占禁止法に関する禁止事項の詳細について

規約27条（2）において独占禁止法に関する禁止事項を規定していますが、より詳細な法解釈や禁止事項は公正取引委員会「事業者団体の活動に関する独占禁止法の指針」に従います。

参考：事業者団体の活動に関する独占禁止法の指針（公正取引委員会サイト）

<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai.html>

デバイス WebAPI コンソーシアム

2015年10月2日